

別記

第1号様式（第5条関係）

表面

年 月 日

岐阜県知事様

岐阜県公立高等学校等奨学給付金受給申請書

次の4点（家計急変により申請される場合は、5点）を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、岐阜県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は、岐阜県以外の都道府県に奨学給付金の申請を行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- 申請後に年収見込額に変更があった場合は、申し出ます。（家計急変により申請される場合のみ）

岐阜県公立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒 _____	ふりがな	
		申請者氏名 _____	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（_____）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】（対象となる高校生等ごとに申請書を作成してください。）

ふりがな		生年月日	年 月 日	
在学する学校	学校名	岐阜県立揖斐高等学校		
	学校の種類等 (右の番号を記入)	①高等学校（全日制） ②高等学校（定時制） ③高等学校（通信制） ④高等学校（専攻科） ⑤中等教育学校（後期課程） ⑥中等教育学校（後期課程専攻科） ⑦高等専門学校（1～3学年） ⑧専修学校（高等課程）昼間学科 ⑨専修学校（一般課程）昼間学科 ⑩専修学校（高等課程）夜間等学科 ⑪専修学校（一般課程）夜間等学科 ⑫専修学校（高等課程）通信制学科 ⑬専修学校（一般課程）通信制学科 ⑭各種学校（外国人学校） ⑮各種学校（その他）		
学校の所在地	岐阜 都道府 <input checked="" type="checkbox"/>	揖斐郡揖斐川	市区町村 <input checked="" type="checkbox"/>	三輪1852番地
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		学年	
上記在学校以外の過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	学校の種類等 (上記番号を記入)	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	立	~ 年 月 日	(上記番号を記入)	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

※県給付金の支給を受ける年度の7月1日現在において、上記に記入した高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、該当者を全て記入してください。
※他の高校に在学している兄弟姉妹も記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	今年度の給付金の申請の有無	課程	備考				
							□有	□無	□通信制、専攻科 □上記以外	□通信制、専攻科 □上記以外	□通信制、専攻科 □上記以外
					□有 □無	□通信制、専攻科 □上記以外					
					□有 □無	□通信制、専攻科 □上記以外					
					□有 □無	□通信制、専攻科 □上記以外					
					□有 □無	□通信制、専攻科 □上記以外					

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に通う生徒の世帯は不要です。)

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の証明書類を提出します。

① <input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分 ・生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③ <input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④ <input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤ <input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥ <input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(3) 次の理由により、証明書類を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

※(2)又は(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に通う生徒の世帯は不要です。)
--------------------------	---

【同意事項】

以下の内容に同意する場合は、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	提出する証明書類のうち、「高等学校就学支援金」の申請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類や電子データにより確認されることに同意します。
<input type="checkbox"/>	証明書類や電子データとして個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意します。
<input type="checkbox"/>	高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付してください。

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

○専攻科以外の場合

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、県給付金の支給を受ける年度の7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の証明書類を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

○専攻科の場合

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の
規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- 二 【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（2）⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【同意事項】

- イ 高等学校等就学支援金で提出している証明書類で確認されることに同意しない場合は、新たに証明書類を提出する必要があります。
- ロ 振込口座を別途指定する場合は、口座振替依頼書（様式5）を提出してください。
- ハ 証明書類として、個人番号カードの写し等を提出した場合、当該個人番号を使用し地方税関係情報及び生活保護関係情報を取得することに同意される場合はチェックを記入してください。なお、提出された個人番号カードの写し等は岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続きを処理するために限り使用します。
- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(この用紙は提出不要です。)

提出書類確認表

申請にあたり下記の証明書類を提出してください。

高等学校等奨学給付金の申請には次の証明書類が必要となります。書類が不足しますと正確な審査ができませんので『チェック欄』を利用して不足書類のないよう申請してください。

●世帯区分1

保護者全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯の場合

- ① 岐阜県公立高等学校等奨学給付金申請に係る収入状況確認書 …
- ② 保護者等の家計急変の事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告書、廃業届出等 …
- ③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
所得課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）…
- ④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。…
- ⑤ 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状（※同意・委任する場合に提出）…
- ⑥ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し（表紙の裏面見開き）…
（※振込口座を別途指定する場合のみ）

●世帯区分2

保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯のうち、令和5年7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の場合

- ① 岐阜県公立高等学校等奨学給付金申請に係る収入状況確認書 …
- ② 保護者等の家計急変の事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告書、廃業届出等 …
- ③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 …
所得課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）
- ④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。…
- ⑤ 高等学校等奨学給付金支給に係る同意書兼委任状（※同意・委任する場合に提出）…
- ⑥ 兄弟姉妹の扶養の状況が確認できる、次のア又はイのどちらかの書類
- ア 兄弟姉妹の健康保険証が社会保険であり被保険者が保護者である場合は、保険証の写し（国民健康保険証は不可）
※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。…
- イ 上記アによって扶養されていることが確認できない場合は、扶養申立書（様式2）…
- ⑦ 高等学校等奨学給付金口座振込依頼書及び通帳の写し（表紙の裏面見開き）…
（※振込口座を別途指定する場合のみ）

* 審査にあたり、別途証明書類を依頼することがありますので、ご承知ください。